

古河市施設等利用給付認定 ガイドブック

令和8年10月1日現在

目次

1	施設等利用給付について	・・・・・・・・	1ページ
2	対象施設一覧	・・・・・・・・	2ページ
3	認定について	・・・・・・・・	3ページ
4	申請の方法について	・・・・・・・・	5ページ
5	変更があった場合	・・・・・・・・	6ページ
6	請求の方法について	・・・・・・・・	7ページ
7	副食費	・・・・・・・・	8ページ

1 施設等利用給付について

- ・子育てのための施設等利用給付とは幼児教育・保育を無償化する制度です。

【対象となる方】以下の2つの要件を満たす必要があります。

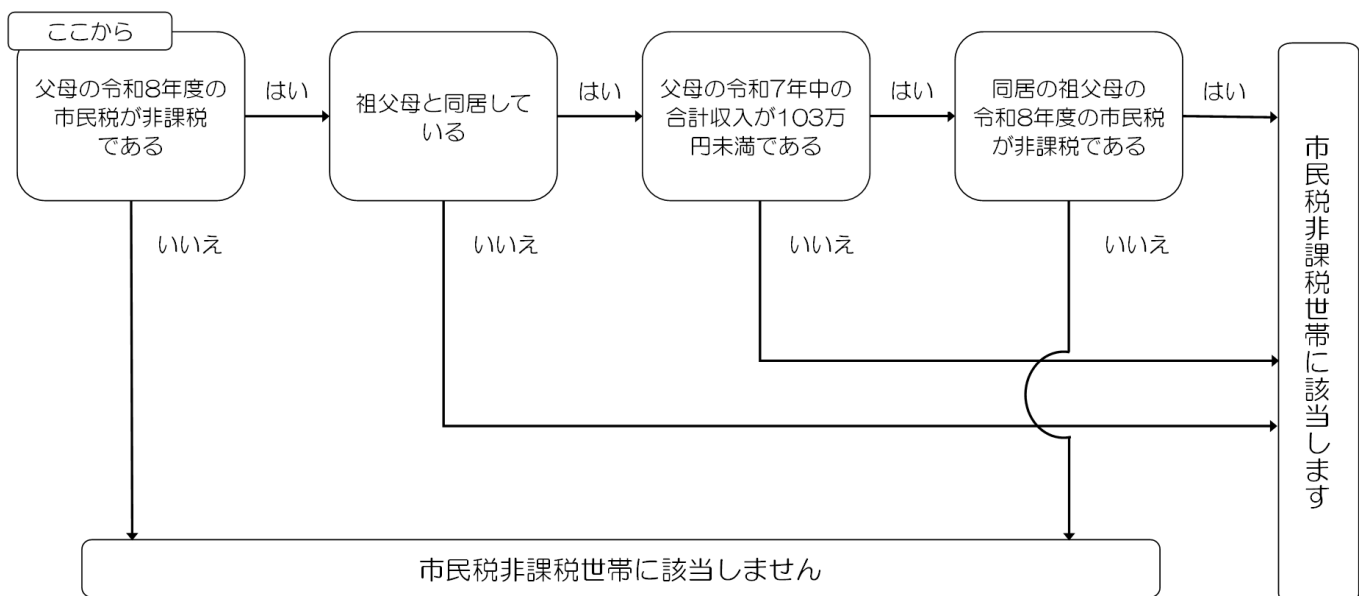
①施設等利用給付認定を受けていること

利用する施設・サービスや年齢によって、支給認定(認定区分)が異なります。

認定	対象
施設等利用給付認定1号 (以下「新1号」という)	新制度未移行の幼稚園に在園する児童 ※古河市内に該当施設はありません
施設等利用給付認定2号 (以下「新2号」という)	保育の必要性の認定を受けた3歳児クラス (年少)以上の児童
施設等利用給付認定3号 (以下「新3号」という)	保育の必要性の認定を受けた0歳児～2歳児クラス (満3歳児クラス含む)で市民税非課税世帯の児童

【市民税非課税世帯について(新3号認定対象)】

下記の図で該当となる世帯が対象です。



②無償化の対象となる施設・サービスを利用していること

無償化の対象となるのは、所在市町村による確認を受けた施設に限ります。(p2参照)
また、無償化の対象となる施設・サービスの一覧を古河市ホームページに公表していますので、必ずご確認ください。なお、古河市以外の施設を利用している場合は、その施設が所在する市町村にお問い合わせください。

2 施設等利用給付(無償化)対象施設一覧



●認可保育施設（対象サービス）●

ホームページでも確認ができます→

施設名	預かり保育	一時預かり	病児保育	住所	電話番号
古河市立第四保育所		○		新久田245番地5	0280-48-2295
清恵保育園		○		中田2417番地9	0280-48-3456
おはな保育園		○		横山町二丁目16番6号	0280-33-6087
こばと保育園		○		磯部1648番地1	0280-92-2616
白梅保育園		○		水海2356番地	0280-92-0152
牛ヶ谷保育園		○		西牛谷844番地7	0280-98-2783
はなもも保育園		○	○	仁連853番地1	0280-75-2000
古河幼稚園	○			鴻巣946番地5	0280-48-3777
ひまわり幼稚園	○			雷電町5番7号	0280-32-5305
くくや台幼稚園	○			三和176番地5	0280-48-3223
認定こども園柊保育園	○			山田614番地5	0280-76-0940
古河文化幼稚園	○			東四丁目5番14号	0280-32-1703
フレーベル幼稚園	○			松並二丁目3番13号	0280-32-2221
総和文化幼稚園	○			下大野2759番地	0280-92-2220
諸川めぐみ幼稚園	○			諸川1370番地1	0280-76-3522
古河白梅幼稚園	○	○		大山1521番地3	0280-48-4735
ゆりかご幼稚園	○	○		古河644番地5	0280-32-1840
しらぎくこどもの城幼稚園	○			小堤2399番地	0280-98-3602
三田幼稚園	○			上辺見931番地1	0280-31-8221
総和第一幼稚園	○			下大野853番地2	0280-92-1755
こまごめ幼稚園	○			駒込922番地16	0280-76-4588
ひかり幼稚園	○	○		仁連33番地	0280-76-0283
しらゆり幼稚園	○	○		東山田2010番地2	0280-78-0122
認定こども園なさき	○			尾崎954番地	0280-76-6654
認定こども園さんわ	○	○		尾崎3521番地9	0280-33-6655
認定こども園柊幼稚園	○			東山田3番地	0280-77-0882
もろかわ認定こども園	○	○		諸川1779番地3	0280-23-4715
えがお保育園		○		女沼264番地1	0280-33-3718
ひばり保育園		○		上大野702番地1	0280-98-6267
家庭的保育室ままでのて		○		駒羽根662番地2	080-8730-1931

●認可外保育施設（施設利用）●

施設名	住所	電話番号
総和中央病院たけの子保育園	駒羽根834番地	0280-92-8850
古河総合病院なかよし園	駒ヶ崎14番地1	0280-47-1010
古河ヤクルト販売株式会社総和センター託児室	女沼359番地15	0280-92-7426
三桜チャイルドハウスさくらんぼ	鴻巣696番地1	0280-33-8568
じゅんじゅんの家	居宅訪問型	0280-22-0288

●子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）●

施設名	住所	電話番号
古河市ファミリーサポートセンター	旭町二丁目23番16号 アサヒリバーサイドA	0280-23-6959

3 認定について

新1号認定

新制度未移行の幼稚園とは、保育料を各施設で設定している幼稚園です。古河市内に該当施設はありません。新制度未移行園に入園した場合、施設等利用給付認定を受けるための申請をしてください。

認定区分	満たす条件	対象年齢	無償化対象
新1号	新制度未移行の幼稚園に在園している	満3歳以上	保育料

【支給限度額について】

入園料(初年度のみ)	保育料	支給限度額	実質負担額
入園料÷年間在園月数	月額保育料	28,000円/月	(入園料+保育料)－支給限度額

- ・保育料は施設ごとに異なり、月額保育料と支給限度額のうち少ない額が給付されます。
- ・入園初年度のみ入園料を月額換算して保育料と合算し、1カ月28,000円まで無償化の対象となります。

注意事項

- ・給食費(主食費・副食費)のうち、副食費が後から給付される場合があります。(p8参照)
- ・保育料以外の日用品費、行事代、バス利用代、給食代、おやつ代などの費用は対象外です。

新2号・新3号認定

次のサービスに該当する方は、施設等利用給付認定を受けるための申請をしてください。

新制度未移行の幼稚園に在園の方

認定区分	満たす条件	対象年齢	無償化対象
新2号	新制度未移行の幼稚園に在園している 父母が保育認定事由のいずれかに該当する	3歳児クラス以上	保育料 預かり保育利用料
新3号	新制度未移行の幼稚園に在園している 父母が保育認定事由のいずれかに該当する 市民税非課税世帯である(年度初日(4月1日)の 年齢が2歳の子どものみ)	満3歳の誕生日から 最初の3月31日まで の間	保育料 預かり保育利用料

【支給限度額について】

認定種別	新3号	新2号
年度初日(4月1日)の年齢	2歳(非課税世帯のみ対象)	3～5歳
1か月の支給限度額	日額490円×1か月の利用日数 (月額上限17,700円)	日額490円×1か月の利用日数 (月額上限12,300円)

- ・預かり保育の利用料は、月額支給限度額と実際に支払った額のうち少ない額が給付されます。
- 長期休業期間も同様です。

認可保育施設未入所の方

無償化の対象となるのは、認可保育施設を利用していない方、認可保育施設空き待ち中の方です。

年度初日(4月1日)の年齢	0歳～2歳で市民税非課税世帯	3歳～5歳
対象施設及び事業	認可外保育施設、一時預かり、 病児保育、ベビーシッター、 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)等	
月額保育料	月額上限45,700円	月額上限40,300円
必要な認定	新3号認定	新2号認定

注意事項

- ・対象施設はp2をご確認ください。
- ・子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)の対象になるサービスは、預かり利用です。送迎のみのご利用は対象となりません。
- ・1か月の支給限度額と実際に支払った月内総額のうち少ない額が給付されます。
- ・保育料以外の日用品費、行事代、バス利用代、給食代、おやつ代などの費用は対象外です。

幼稚園・認定こども園(1号認定)在園の方

新2号認定または新3号認定を受けた場合には、幼稚園、認定こども園(1号認定)の利用に加え、預かり保育の利用料が、利用日数に応じた上限額まで支給されます。

対象者	満3歳児クラスかつ市民税非課税世帯の子ども	3歳児クラス～5歳児クラスの子ども
支給上限額	日額490円×1か月の利用日数 (月額上限17,700円)	日額490円×1か月の利用日数 (月額上限12,300円)
必要な認定	新3号認定	新2号認定

注意事項

- ・対象施設はp2をご確認ください。
- ・プレ入園(私的契約)の場合は該当しません。
- ・1か月の支給限度額と実際に支払った月内総額のうち少ない額が給付されます。長期休業期間も同じ計算方法です。
- ・保育料以外の日用品費、行事代、バス利用代、給食代、おやつ代などの費用は対象外です。
- ・在園中の幼稚園・認定こども園の他に利用している施設・サービスの利用料は原則、対象外です。ただし、幼稚園・認定こども園の開所時間が1日8時間、開所日数が年間200日に満たない場合はこの限りではありません。

4 申請の方法について

【提出書類】

1.子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(対象児童ごとに必須)(★)

2.保育を必要とする事由を証明する書類(新2.3号のみ)

★の書類はこちらから
ダウンロードできます→



要件	保育を必要とする事由	保育を必要とする事由を証明する書類	認定期間
就労	日常の家事以外の仕事を 月64時間以上している場 合	・就労証明書(★) ・確定申告書または開業届の写し (自営業、個人事業主の方)	最長3年(就学前)
求職活動	求職活動(起業準備含む)を 継続的に行っている場合	・求職活動申立書(★)	3か月
育児休業 (継続利用のみ)	育児休業を 取得している場合	・就労証明書(★) (育休期間、復職予定日の記載があるもの)	最長で育児休業に係る子どもが 満2歳になるまで
妊娠・出産	妊娠中であるか または出産後間もない場合	・母子健康手帳の写し等 (分娩予定日が分かる部分)	産前8週の属する日の1日から 産後8週の翌日が属する月の月末まで
就学	学校または職業訓練校に 在学している場合	在学証明書および時間割表	就学期間の終了(卒業)まで
疾病・障がい	病気、負傷、心身に 障がいがある場合	診断書(★)または障害者手帳の写し等	診断書に記載された療養期間 障害者手帳の有効期間等
介護・看護	親族を介護または 看護している場合	・介護・看護状況申告書(★) ・介護保険証、障害による手帳等の写し、 診断書(★)等	介護・看護が必要な期間
災害復旧 虐待・DV その他	個別に、ご相談ください		

【提出期限】

利用開始希望日まで

※就労内定・育児休業中の方は、就労開始日から認定を受けることができます。事前に就労内定・復職予定の旨が記載された就労証明書を添えて、認定申請を行い、就労開始後に改めて就労証明書をご提出ください。

【提出先】

古河市役所 総和庁舎保育課

※古河庁舎市民総合窓口室・三和庁舎市民総合窓口室でも提出可能

注意事項

- ・新3号に該当する方は、課税状況について確認します。
- ・配偶者が他市町村で市町村民税の課税を受けている場合は、扶養主の課税内容が分かる書類の提出を求める場合があります。

5 変更があった場合

認定事由や世帯構成等に変更が生じた場合は、変更の届出が必要です。

★の書類はこちらから
ダウンロードできます→



変更事由	必要な手続き
父または母が退職した場合	①転職時：就労証明書(★)の提出 ②求職活動時：求職活動申立書(★)の提出 ③家庭保育可能時：取り下げ書の提出
父または母の勤務内容が変更になった場合	就労証明書(★)の提出 (就労時間や日数、雇用期間の更新等の場合)
転出する場合	取り下げ書の提出 (転出先の自治体で改めて申請をしてください)
住民税が課税になった場合 (新3号で古河市以外で課税されている方のみ)	申告書の写しの提出
出産し、育児休業を取得する場合	就労証明書と育児休業中の継続入所願いの提出 出生届ご提出の際に案内があります。 (一時預かり・病児保育・相互利用サービスをご利用で育児休業を取得する場合は産後8週で認定終了になります)

6 請求の方法について

【請求の流れ】

①利用料の支払い

- ・施設に対して、施設所定の利用料をお支払いください。

②「領収証」と「特定子ども・子育て支援提供証明書(以下「提供証明書」)」の受け取り

- ・利用した施設から受け取ります。
(子育て援助活動支援事業を利用された場合は「提供証明書」を「活動報告書」に替えて添付をすることも可能です。)

③請求書の記入【年4回 4月・7月・10月・1月】

- ・請求書の様式は保育課より発送します。
- ・記入例を参考に必要事項を記入し、請求書を作成してください。
- ・汚損・紛失等の場合は古河市ホームページからの取得も可能です。



↑請求書はこちらから
ダウンロードできます

④請求書と領収証、提供証明書の提出

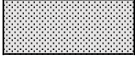
- ・②の施設から発行された提供証明書と③で記入した請求書を保育課に提出してください。
- ・審査後、ご指定の振込先口座に施設等利用費をお振込みいたします。

事業・サービスの利用月	請求書等提出締切日	振込月
1月／ 2月／ 3月	4月末日	6月
4月／ 5月／ 6月	7月末日	9月
7月／ 8月／ 9月	10月末日	12月
10月／ 11月／ 12月	1月末日	3月

注意事項

- ・書類に不備等があった場合、振込が翌振込月となる場合があります。
- ・可能な限り上記スケジュールでご請求ください。
間に合わなかった利用分は、次回以降の請求時に含めてご提出可能です。
- ・施設等利用費を請求できる期間は、施設を利用した翌月1日から起算して2年間です。

7 副食費

認定こども園（教育部分）や幼稚園（子ども子育て支援新制度未移行園含む）に在園の場合、次の表で  に該当する子どもは、副食費が免除されます。判定は市役所が行い、主食費の減免制度はありません。

階層	世帯の市民税所得割課税額	子どもの数	全世帯
1	生活保護世帯	第1子	
		第2子	
		第3子以降	
2～4	0円～77,101円未満	第1子	
		第2子	
		第3子以降	
5～7	77,101円以上 (小学3年生までの範囲)	第1子	
		第2子	
		第3子以降	

・子どものカウントの仕方

所得割課税額が77,101円未満の場合、保護者が監護する兄弟をカウントします。

所得割課税額が77,101円以上の場合、幼稚園年少から小学校3年生までの範囲で対象施設（※）に入所している子どもの数をカウントします。

（※）対象施設とは保育所、認定こども園、幼稚園、新制度未移行幼稚園、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚園部、児童心理治療施設、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援を利用している場合です。

- ・子ども子育て支援新制度未移行の幼稚園に在園の場合、保護者が幼稚園に支払をし、後から給付が受けられます。
- ・保育園・認定こども園（保育部分）に在園の場合も、3歳児クラス以上の児童の副食費免除判定を行います。ただし、条件や子どものカウントの仕方が異なりますので、ご注意ください。

税額の算出方法について

- ・保育料の算定や副食費の免除判定は「世帯の市民税所得割課税額」に基づいて行います。
- ・政令指定都市で課税されている場合は、都道府県民税と市町村民税の割合を「4：6」に変更した仮の市町村民税額で判定します。
- ・「世帯の市町村民税所得割課税額」とは、保護者(父母)の合計税額を指します。保護者の収入が基準年度内に103万未満の場合は、同居祖父母を生計主とし、その課税額を合算します。
- ・「所得割課税額」とは、各種控除(住宅借入金特別控除、配当控除、寄附金税額控除など)を足し戻した額を指します。

